

サウジ工業団地・技術地区公社を組織するための  
執行規則  
(仮訳)

## 第1章 定 義

### 第1条：定 義

文脈上異なる意味に解すべき場合でない限り、用語の定義は以下のとおりとする。

執行規則：	ヒジュラ暦 1422 年 8 月 27 日（西暦 2001 年 11 月 12 日）付閣議決定第 235 号により署名されたサウジ工業団地・技術地区公社を組織するための執行規則を意味するものとする。
公 社：	サウジ工業団地・技術地区公社を意味するものとする。
理 事 会：	公社の理事会を意味するものとする。
所管大臣：	商工業大臣兼理事会理事長を意味するものとする。
総 裁：	公社の総裁を意味するものとする。
特定工業団地：	政府所有地のうち、申請を受けた最高経済評議会が工業団地若しくは技術地区又は技術及び事業支援機関として承認し、閣議がこれを認可する既存の工業団地並びに民間部門の所有地のうち、理事会が工業団地又は技術地区として承認するものを意味するものとする。
開発事業者：	特定工業団地を開発する契約を公社と締結する自然人又は法人を意味するものとする。
運営事業者：	特定工業団地の修復、管理、運営及び維持にかかわる契約を公社と締結する自然人又は法人を意味するものとする。
投資事業者：	特定工業団地においてサービスを提供する契約を公社と締結する自然人又は法人を意味するものとする。
開発契約：	公社と開発事業者との間の、特定工業団地を開発、運営、維持及び管理する契約を意味するものとする。
運営契約：	公社と運営事業者との間の、特定工業団地を修復、運営、維持及び管理する契約を意味するものとする。
サービス提供契約：	公社と投資事業者との間の、特定工業団地において、その従業員に対し、設備を提供し、及びこれを運営し又はサービスを提供する契約を意味するものとする。

既存工業団地：	とする。 技術計画に従って種々の産業を建設するために指定された土地及び場所であって、このような産業に必要な基幹施設、サービス及び公共施設を提供するものを意味するものとする。
技術地区：	科学技術集積地のために指定された土地及び場所であって、種々の分野における発明、技術革新及び創造性を奨励する発達した科学環境を形成するために必要とされる基幹施設及び追加のサービスが、知識、サービス及び活力のある産業の発展並びに技術研究の起業支援等をするために提供されているものを意味するものとする。
ライセンス：	公社によって発行又は承認された、開発事業者若しくは運営事業者又は投資事業者のためのライセンスの条件、期間及び手数料並びにその他を明らかにする書類を意味するものとする。
検 査：	契約又はライセンスの条件に従って適切に履行されるために、関連当局が業務及び活動を検査及び調査することを意味するものとする。
基幹施設：	特定工業団地が建設される土地に実施された基礎事業を意味するものとする。整地並びに道路、上下水道、電気、ガス、通信及びその他のネットワークの建設を含む。
使 用 権：	特定工業団地、若しくはその公共施設の一部若しくはサービスの一部の開発若しくは運営のために、開発事業者若しくは運営事業者により獲得された、又は投資事業者によって契約に基づき獲得された便益を意味するものとする。
受 益 者：	工場の所有者等、特定工業団地における利用可能なサービスから便益を受ける自然人又は法人を意味するものとする。

## 第2章 公社の目的

### 第2条：特定工業団地の開発戦略

公社は、サウジアラビアにおいて適用される産業戦略に従い、特定工業団地の開発戦略を準備し、実施する。

### **第3条：民間部門による特定工業団地の建設**

1. 公社は、特定工業団地の建設の運営を推進し、活性化させる計画及びその執行プログラムを提供する。また、公社は、このような工業団地を民間部門が利用可能な最高の効率で運営及び維持するとともに、最良のサービスを提供し、法的及び経済的環境を設定し、目標を達成するための手順を容易にする。
2. 特定工業団地の開発、運営及び維持は、民間部門によって提供される。民間部門による提供がなされない場合及び特定工業団地の開発戦略が改善を必要とする場合、公社は、このような工業団地の開発、管理、運営及び維持を行うものとする。公社は、この点について、関連する政府当局と連携することができる。

### **第4条：公共施設及びサービスの提供**

公社は、要求される時間及び量に応じて、可能な限り最良の価格及び運営能力で特定工業団地内にすべての公共施設及びサービスを提供するため関連当局と連携するものとする。

### **第5条：技術地区の建設の奨励**

公社は、新たな技術地区について、当該地区における追加のサービスの提供並びに投資事業者に対する技術の導入及び支援に適した基幹施設の建設の推進及び奨励により、その建設及び開発を奨励し、サウジアラビアの国家的技術革新システムに参画し、これを発展させ、新たな産業を開発する基幹施設及びサービスを構築する大学、科学研究施設及び有識者を誘致する。

## **第3章 内部規則**

### **第6条：理事会**

1. 理事会は、公社の業務について管理する権限を持つものとみなされる。理事会は、自らの事項を管理し、執行規則に従って、すべての決定を行う。更に、理事会は、公社の業務を管理し、業務の履行を追跡調査する運営方針及び規則の制定を担う。また、理事会は、計画、その執行プログラム及び定期的な予算を採択し、その運用を管理する。
2. 理事会は、秘書役を任命し、その職務と報酬を定める。秘書役の職務は、以下を含む。理事会の会合の準備及び手配、その会合及び決議の議事録の作成。秘書役は、理事会を開催するために招集通知を送付する（この通知は、サウジ工業団地・技術地区公社法第6条に従い理事会の理事長か

ら理事に宛てて指定日の最低 2 週間前に送付される)。指定日の 1 週間前に、秘書役は、理事会の委員に会合の会議事項及び提出されている議題のメモを送付する。理事会の議事及び決議は、理事会の理事長及び出席理事によって署名される会合の議事録に記録される。理事会の議事は、秘密扱いとし、理事会の理事長による許可がない限り公表することはできない。

## **第 7 条：内部規定**

公社は、以下の内容を含む、理事会で承認された内部規則を制定する。

1. 公社における主な執行部門に関する規則が、公社が、執行規則に定められた業務を行うことを可能とするような、公社の業務の性質に適合した執行部門の任務並びに権限を特定すること。
2. 財政上及び管理上の執行規則が、公社の業務の性質に適合すること。これらの規則は、財政上及び管理上の権限を含み、その権限は公社における種々の管理上の役職に対して付与される。
3. 執行規則に適合した公社従業員に関する規則（当該従業員の任用、昇進、給与、手当、賞与、任務及びどのように雇用関係が終了するか等、従業員に関連する条項を示したもの）。

## **第 8 条：公社における任命**

公社における任命は、理事会により承認された執行規則及び管理上の権限に従って行われる。管理部門は、公社に課された業務を実施するための十分な専門的知識を保持しなければならない。更に、公社は、このような責務及び業務の一部を実施するために、公社外部の他の専門的知識を有する者と契約を締結する権限を有している。

## **第 9 条：公社における規制、条件及び手続**

公社は、規制及び様式を作成するものとし、それらは業務の進行を規制するものであり、理事会の承認を受けるものとする。このような規制、条件及び手続は以下の事項を含む。

1. 契約の様式（ライセンスの期間、収入の回収及び紛争の解決を含む、公社及び開発事業者、運営事業者又は投資事業者の間の関係を特定するもの）。
2. 特定工業団地における競争、開発契約、運営及びサービスの規制並びに条件。
3. 特定工業団地内に建物を設計することに関する条件及び規制、環境基準の仕様、技術的条件並びに安全上の要求事項。
4. 公社法の第 5 条（第 8 号）に基づく閣議の承認を得て行われる、公社

の土地の売却に関連する標準的な条件。

5. 本執行規則に含まれない限りにおいて、公社及び特定工業団地に関連するその他の事項。

#### **第 10 条：公社における規則に基づく行為**

総裁は、理事会により承認された内部の規則が実行され、それに従って機能するよう、公社の内外で関係当局に対してこれを回覧する責任を負う。

### **第 4 章 特定工業団地の特定**

#### **第 11 条：特定工業団地の選定の要素**

特定工業団地又は技術地区を建設するための敷地又は土地を特定するために必要な要素は、以下を含むものとする。

1. 土地の現在の利用状況及び地理的分布状況。
2. 工業又は技術活動のために土地を使用する結果生じる環境に対する影響及び当該影響に伴うリスクを軽減するために利用可能な土地を特定する実務上の手続。
3. 土地において利用可能なサービスの水準、社会への影響及び要求される基幹施設の提供に起因する費用。
4. 基幹施設の建設に融資する第三者による財政上の援助又は確約の可能性。
5. 居住拠点、港湾及び空港からの土地の近接性（土地の適合性）。
6. 工業用地又は技術用地及びその他の競合する工業団地又は技術地区のための正当な必要性。
7. 現在の必要性及び将来の拡張のために必要とされる領域に利用可能な土地の面積。
8. 民間部門の開発事業者、運営事業者及び投資事業者からの予想される反響の水準。
9. 土地の開発から得られるプラスの効果。
10. 境界領域の検討、過密地帯への圧力の減少及び主要な団地への移民を減少させる要素など 5 か年計画の目的及び政策を考慮すること。
11. 特定工業団地を開発する際に予測される投資に見合う、国民所得のための付加価値を実現すること。

#### **第 12 条：政府が工業団地又は技術地区として所有する土地の特定**

1. 特定工業団地が建設される土地を特定するため、総裁は以下を行うもの

- とする。
- a. 開発計画に従い政府が所有する多数の土地を特定工業団地として特定する。
  - b. 選択された土地について他の土地と比較したフィジビリティ・スタディーを実施する。
  - c. 理事会において審査されるよう、提案を準備し、理事会に提出する。
2. 特定工業団地として割り当てる土地を選択するため、最高経済評議会に提言を行い、閣議からの承認及び認可を請求するものとする。
3. 総裁は、土地が上記第 2 項のとおり特定工業団地として承認された後、理事会に、例えば下記のような用地開発の条件を含む提案とともに、通知するものとする。
- a. 必要とされるサービス及び公共施設を特定工業団地内へ提供するための関連する権限の順守。
  - b. 民間部門の環境の管理及び設計図の管理に関連する事項。
  - c. 土地において実行が認められる活動の制限。
  - d. 開発可能な密集度。
  - e. 開発契約に記載され得る土地の面積。
4. 理事会の理事長は、総裁からの提案の有効な受領から 1 か月以内に種々のマスメディアにおいて特定工業団地を公式に発表するものとする。

### **第 13 条：民間部門が特定工業団地として所有する土地又は敷地の選定**

1. その者が所有し又は処分することができる土地の一部を、特定工業団地の一部とする意思及び財務能力がある自然人又は法人は、特定工業団地の開発事業者のライセンスを獲得するため公社に申請することができる。
2. この申請書は、公社により作成された書式で提出されるものとし、その書式の中で、すべての必要とされる条件、データ、情報及び手続並びに財政上、管理上及び特定工業団地としての運用基準の監督に関する事項が特定されるものとする。
3. 公社は、土地の権利証書の認証謄本の提出を受けるものとする。土地が賃貸される場合には、賃貸期間は 30 年を下回らないものとし、自然人又は法人は特定工業団地としての土地から使用权を有するものとする。

## **第 5 章 ライセンスの発行**

### **第 14 条：申請書の受領**

公社は、各案件に関連してライセンスの発行を目的として検討される特定工業団地又はその一部の開発又は運営のいかなる申請書も、受領するものとする。

る。

#### **第 15 条：ライセンスの発行の条件**

ライセンスの発行の条件は、以下を含むが、それらに限定されないものとする。

- a. 面積の最少及び最大限度並びに環境上の条件。
- b. 敷地内において実施することが認められる業務。
- c. 公社に定期的な業績報告を行うこと。
- d. 開発の予定表及び開発に伴う融資の実施予定。
- e. 公社によって決定されるその他の条件。

#### **第 16 条：申請書の審査**

ライセンスの発行の申請書は、定められた手数料が支払われたときに審査されるものとする。

#### **第 17 条：ライセンスの発行**

理事会は、その最初の会合において、関連する様式に特定された情報及びデータが記入されているときは、ライセンスの請求に関する決議を行うものとする。ライセンスの請求が却下される場合には、申請者は却下の理由を書面にて通知されるものとする。

#### **第 18 条：ライセンスの期間**

公社によって発行された開発又は運営のライセンスは、40 年を超えない期間、効力を持つものとする。ただし、この期間は両当事者の間の合意に従い更新される。

#### **第 19 条：不服申立て**

申請者は、自らの申請が却下された場合に、理事会に対し、書面にて不服を申し立てることができる。このような不服申立ては、当該申立てを裏付ける書類及び証拠とともに、却下の通知を受けた日から 30 日以内に提出することが可能である。このような不服申立てがなされる場合、申請書は、再度検討されるために理事会に付託され、この理事会の決定は、最終的なものとなる。

#### **第 20 条：ライセンスの取消し**

理事会は、開発事業者、運営事業者又は投資事業者に対して発行したライセンスを、開発、運営又はサービス契約に記載された条件に従って、取り消すことができる。



## **第 21 条：開発事業者又は運営事業者による権利の放棄**

1. 認可を受けた開発事業者又は運営事業者は、認められた様式に従ってあらかじめ公社から承認を得ない限り、特定工業団地の開発又は運営に関する自らの権利の全部又は一部を放棄し又は第三者に譲渡することはできない。
2. 権利の譲渡に関する申請書に対する公社の承認は、サービスの受益者の利益を保証する公社による評価に基づき、通常の財務能力を持つ開発事業者又は運営事業者として承認されるために譲受人が必要とされる要件を満たすことを条件とするものとする。
3. 譲受人は、本執行規則第 5 章に定められた開発又は運営ライセンスを取得するために、公社に申請するものとする。
4. 開発事業者及び運営事業者の請求の審査に続く手続であって、かつ本執行規則第 5 章に定められたものと同一の手続が、開発事業者又は運営事業者のための特定工業団地の権利放棄又は使用権の手続に関する申請書の公社による審査に適用されるものとする。
5. 譲受人は、開発事業者又は運営事業者によって譲渡された、公社及び開発事業者又は運営事業者の間の契約の条項を、自らが譲渡人である開発事業者又は運営事業者に代わってこれらの契約の当事者の一方であるかのごとく、順守するものとする。譲受人は、公社及び譲受人の間で調印された契約に対して加えられた変更に従うものとする。

## **第 6 章 使用権**

### **第 22 条：使用権**

使用権は、特定工業団地又はその公共施設の一部について開発、運営又はサービスの提供のために、入札手続を通じて付与されるものとする。

### **第 23 条：開発事業者、運営事業者又は投資事業者の事前審査**

1. 開発事業者、運営事業者又は投資事業者の事前審査書は、当該事前審査の実施のために公社により作成され、公社は、これをサウジアラビアの国際的メディアにおいて発表された記事の記述とともに、以下の基準に基づく事前審査書の提出を入札業者に求めて、公表するものとする。
  - a. 以前の業務及び経験の表示
  - b. 財務能力
  - c. 技術力
2. 公社は、入札業者から提出された情報を検討し、入札業者を分類するた

めに、前項 a から c までに示されている基準を適用し、これらの財務上の入札提案を求められる入札業者を事前審査するため、理事会へ提案書を提出する。

3. 理事会は、総裁の提案を検討及び審査し、資格を与えられた競争業者のリストに表示された事前審査の結果を承認するものとする。
4. 以前に事前審査において資格を与えられている入札業者は、その後 2 年間は当該競争に関連する将来の資格競争入札に参加することができる。入札業者は、この 2 年間の経過した後は通常の方法を利用した事前審査を申請する。

#### **第 24 条：開発若しくは運営の契約又はサービスの提供**

1. 開発、運営又はサービスの提供の契約期間の最長限度は、40 年とする。契約は双方当事者の合意により更新することができる。
2. 使用権契約に基づき公社によって付与されたすべての権利及び資産並びに契約期間中に開発事業者によって所有され又は運営事業者若しくは投資事業者との関係では契約期間中に土地の境界内に存在している資産は、使用権の終了時に公社に返還されるものとする。ただし、開発契約、運営契約又はサービス提供契約の中に詳述されている公社からの事前の承認に基づいて、このような権利及び資産の保有者によって特定工業団地内の賃借人に売却された権利及び資産については、この限りでない。

### **第 7 章 権利及び義務**

#### **第 25 条：開発又は運営に関するライセンス保有者の権利**

1. 開発に関するライセンスの保有者は、特定工業団地のために公社によって承認された開発計画に従って、又は使用権契約が公社及び開発事業者との間で調印されたときに、特定工業団地の全部又は一部を開発する権利を有する。
2. 運営に関するライセンスの保有者は、特定工業団地の全部又は一部において、承認された当該不動産のための開発計画に記載され、提供することが必要とされるサービス水準に従い、かつ、開発若しくは運営又はサービス提供契約に従って、一又は複数のサービスを提供する権利を有する。
3. 開発又は運営のライセンスの保有者はいずれも、以下の権利を有するものとする。
  - a. 特定工業団地内の土地を、許可された事業を実施するために賃貸すること。
  - b. 公社によって承認された賃料又はその他の財政資金を決定し及び回収

- すること。
- c. サウジアラビア内外の顧客へ、許可された事業の実施に利用されるように、特定工業団地の土地の宣伝及び広告をすること。
  - d. 特定工業団地を開発するために必要とされる規則及び手続を定めること。ただし、これらの規則及び手続は、公社の承認を得るものとする。
  - e. サービスを提供する資格を有する代理店と契約を締結すること。
  - f. 本執行規則第 21 条に従って特定工業団地に対するその権利を売却、譲渡又は転貸すること。

### **第 26 条：ライセンス保有者の義務**

開発又は運営に関するライセンスの保有者は、以下の事項を順守するものとする。

1. 特定工業団地の占有者及びライセンスの保有者自らが、ライセンス、使用権契約、本執行規則及びサウジアラビアにおいて適用される法令の規定を順守すること。
2. 基幹設備を適切に建設し、維持すること。ライセンスの条件及び公社と調印した使用権契約の条項に従って特定工業団地のためのサービスの提供並びに宣伝及び広告活動支援を行うこと。
3. 使用権契約に定められているサービスの提供又は開発事業者若しくは運営事業者によって提供することを承認され、開発及び運営計画に合致する受益者へのサービスの提供を行うこと。
4. ライセンスの条件及びサービス提供契約に従って開発事業者又は運営事業者がその事業を実施していることを確認するために、公社の担当者が特定工業団地に立ち入ることを許可すること。

### **第 27 条：特定工業団地の開発事業の開始**

新たな特定工業団地は、開発事業者又は運営事業者が特定工業団地の開発のライセンスを受けた日から 2 年以内に生産性を有している状態にあるものとする。

本条において、「生産性を有している」とは、敷地における開発業務の完了を意味し、それゆえに工業団地における生産性のある事業を開始することを意味し、工業団地又は地区内に実際の占有者（受益者）を有することが、「生産性を有している」ものと分類されることは認められない。

## 第 8 章 違反及び罰則

### 第 28 条：内部統制

特定工業団地の各開発事業者、運営事業者及び投資事業者は、内部の規制及び手続に従い、工業団地及び関連するサービスの提供者がこのような規制及び手続に従うように監視し、これらに関する一切の違反を公社に報告するものとする。

### 第 29 条：調査権、実施基準の申請及び品質管理

1. 公社を代表する者は、一切の特定工業団地を調査する権限を有する。公社は、関連する特定工業団地の開発事業者又は運営事業者に対し、訪問日の最低 2 日前に調査を通知するものとする。
2. 上記第 1 項に定められる事項に加えて、公社は、特定工業団地内において本執行規則の条項、開発事業者若しくは運営事業者のライセンスの条件又はその他の規制につき違反が生じていると確信する場合には、事前の通知なく特定工業団地を調査する権限を有する。
3. 公社は、特定工業団地における製造業者による建設の条件の妥当性を十分に監督するものとし、設計図を適用して貯蔵庫及び産業廃棄物の条件についても十分監督するとともに、商工業省、サウジアラビア総合投資院、民間防衛組織の保安部<sup>1</sup>及び気象環境行政機構等の関連する機関とも十分に連携及び協力し、民間機関又は製造、運営若しくは維持に際して発生する違反に対して、このような基準、条件又は取締りを適用する業務を引き受けることを法的に授権されている者のいずれかにより、十分に監督するものとする。
4. 書面による授権を受け、又はその者から授権された公社の役員は、本執行規則の条項の適用を追跡調査する権限を有するものとする。この点に関して、これらの公社の役員は、受益者の活動に関連する帳簿、文書及びすべての書類を閲覧し、特定工業団地内の敷地を訪問し、違反を取り締まり、かつ、総裁に対して、必要とされる報告書を送るものとする。このような任務及び責務を課せられた公社の役員は、閲覧した情報及び文書の機密性を保持するものとする。
5. 公社は、書面にて開発事業者、運営事業者、投資事業者又は関連するこのような事業者の事業の代理人に、本執行規則及びライセンスの条件に対する違反を通知するものとする。このような通知を受けた者は、当該違反

---

<sup>1</sup> 訳者注：Safety Department in Civil Defense をいう。同組織の URL は以下のとおりである。  
<http://www.cd.gov.sa/Ar/Pages/Default.aspx>

を解消するための時間を付与され、もし解消されない場合には、本執行規則の第 30 条に定められた罰則又は罰金がその者に対して科されるものとする。

### **第 30 条：違反のリスト及び罰則**

公社は、開発事業者、運営事業者又は投資事業者と公社との間で調印された契約書、合意又はライセンスの条項の不履行による潜在的な違反のリスト（説明書又は記録）を準備しなければならない。理事会は、罰金、罰則及び各個別の違反に対する適用の手続を決定するものとする。これらの事項は、開発若しくは運営契約、投資事業者と調印されたその他のサービス契約又は関連する機関により承認されたライセンスにおいて記載されるものとする。

### **第 31 条：紛争処理委員会**

公社及び開発事業者、運営事業者若しくは投資事業者又はこのような事業者の事業の代理人の間において紛争が発生し、これらの紛争を円満に解決することが不可能である場合には、理事会は、紛争を解決するために、開発事業者、運営事業者又は投資事業者との間の仲裁を行う以下の者から成る委員会を組織する。

- a. 総裁
- b. 公社の法律顧問
- c. 公社の理事会から選出される理事
- d. 委員会は、必要があれば、関連する専門家からの援助を求め、委員会がその業務を実施するのを援助するこれらの専門家に手数料を支払うことができる。

当該委員会は、その役割に必要な規則及び手続を定めるものとする。その任務は、違反を調査し、これらの違反の責任を負う個人の主張を聴取することである。違反者の抗弁を排斥し、適切な行動を示唆する。違反の決定は、委員会によって下されるものとする。

### **第 32 条：違反に関する罰則**

契約及びライセンスに定められている罰則が科されるものとする。総裁は公団の決定を違反者に通知するものとする。決定された違反の種類及び罰金の金額は、違反者に対して書留郵便（レジスタード・メール）によって通知されるものとし、書留郵便の受領又は未受領を証する署名日は、決定の通知日とみなされるものとする。違反の決定に異議のある違反者は、商工業省の紛争処理委員会に異議を申し立てることができる。

## 第9章 公社が得る収入

### 第33条：公社は下記の収入を得ることができる

1. 開発事業者及び運営事業者より得た収入（政府の土地若しくはその一部の上に建設された特定工業団地又はその設備の開発及び運営から、開発事業者又は運営事業者が得た総収入の、年率 20%に相当する）。これらの金額は、各会計年度の終了日から 60 日間で、公社の名義の小切手により公社に提供されるものとする。すべてのライセンスを受けた開発事業者及び運営事業者は、総裁に対し、法定の会計士による監査を受け、終了した会計年度の損益計算書の写しを、公社の関係部門による確認及び承認に供するために提出するものとする。
2. 特定工業団地となる民間の土地において提供された管理サービスに対して公社によって獲得された収入。理事会は、監督及び追跡調査並びに基準の適用のための年間の金額を決定するものとする。土地の所有者はその開発事業者及び運営事業者となるものとし、また、本執行規則の条項に服するものとする。
3. 理事会により決定される、特定工業団地の開発若しくは運営ライセンスの請求の調査を行うための、最初にサービスの提供を行うための資格審査のための、又はライセンスの請求が更新され、開発若しくは運営の資格審査のライセンスが審査される際の手数料及び費用。
4. 理事会は、公社との間で調印又は公社によって発行された契約及びライセンスの条件に違反する者に科される罰則及び罰金を決定する。
5. 特定工業団地において、サービス設備を建設するための敷地に対してもたらされる金額若しくは投資事業者へのサービスの提供若しくは用地の賃貸に相当する金融代替物又は特定工業団地の開発事業者若しくは運営事業者に対するその他のサービスの提供に対してもたらされる金額。
6. 公社は、公社が特定工業団地の中に所有する土地を投資事業者及びこれらの土地に建設された工場の所有者へ売却するためのフィジビリティ・スタディーを準備するものとする。公社は、このような土地の売却及びその承認を得るために必要とされる要素、規則、基準及び申請の手順を報告するものとする。
7. その他
  - a. 政府からの財政的援助
  - b. 寄付及び寄贈の受領
  - c. 公社収入の投資収益

### **第 34 条：支払の方法**

総裁の承認に基づき、開発事業者及び運営事業者から支払われるべき本章に定められる金額の支払は、通常の分割払で行うことができる。

### **第 35 条：収入の修正**

理事会は、本執行規則第 9 章に定められる金額について、総裁の提案によりその修正を再考するため、定期的に検討する。

## **第 10 章 一般条項**

### **第 36 条：工業団地の使用**

特定工業団地は、本執行規則に定められているとおり、このような団地が建設されている目的のために使用される。公社は、受益者が基準、技術的、建設的及び環境的な条件並びに仕様書等を順守するようにする。なお、公社は、環境保護が維持されるようにするとともに、これらの目的を実施する他の政府及び民間の機関と連携する。

### **第 37 条：認可された事業**

関連機関により認可され、公社により実施することを承認された業務及び事業は、工業団地において実施することができる。

### **第 38 条：譲渡、委託又は事業の変更**

ライセンス保有者又は公社と契約したいかなる当事者も、公社による事前の書面による承認を得ない限り、事業の譲渡、事業の委託又は事業の変更を行うことはできない。このことは、開発若しくは運営契約又はライセンスにおいて定められている。公社は契約を終了し、被った損害の償還を受ける権利を有するものとする。

### **第 39 条：記録の保持の要求**

1. 特定工業団地内の各開発事業者、運営事業者及び投資事業者並びに特定工業団地内の商業施設又はプロジェクトは、公社に特定工業団地における業務計画の履行段階を監視するための統計的情報を公社に提供するものとする。これらの統計は、工業団地の中に建設された工場及び施設の数及び能力、特定工業団地又は技術地区における従業員数、建設済総面積並びに従業員による居住地の建設済総面積並びに公社により要求されたその他の情報又はデータを含むものとする。
2. 公社は、このような統計を毎年収集及び分類し、統計用の書式を準備

し、特定工業団地の開発事業者及び運営事業者並びに伝統的な技術産業の施設及びプロジェクトに配布する。

3. 会社は、統計情報の機密性を保持し、これらの情報をできる限り読み込むことの不可能な一般的な方式で公表するものとする。
4. 会社は、特定工業団地の開発及び運用の計画並びに業務の進捗を記した年次報告書を公表するものとする。

#### **第40条：特定工業団地における会社職員用の事務所**

契約を締結した各々の者で、要求された者は、各特定工業団地内に、会社の役員に使用させるための 500 平方メートルを超えない広さの無償の事務所の提供に応じるものとする。このような事務所の内容及び調度品については、契約締結の際に総裁によって決定されるものとする。

※本資料は、日本貿易振興機構（JETRO）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、JETROの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいておりません。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、JETROまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。